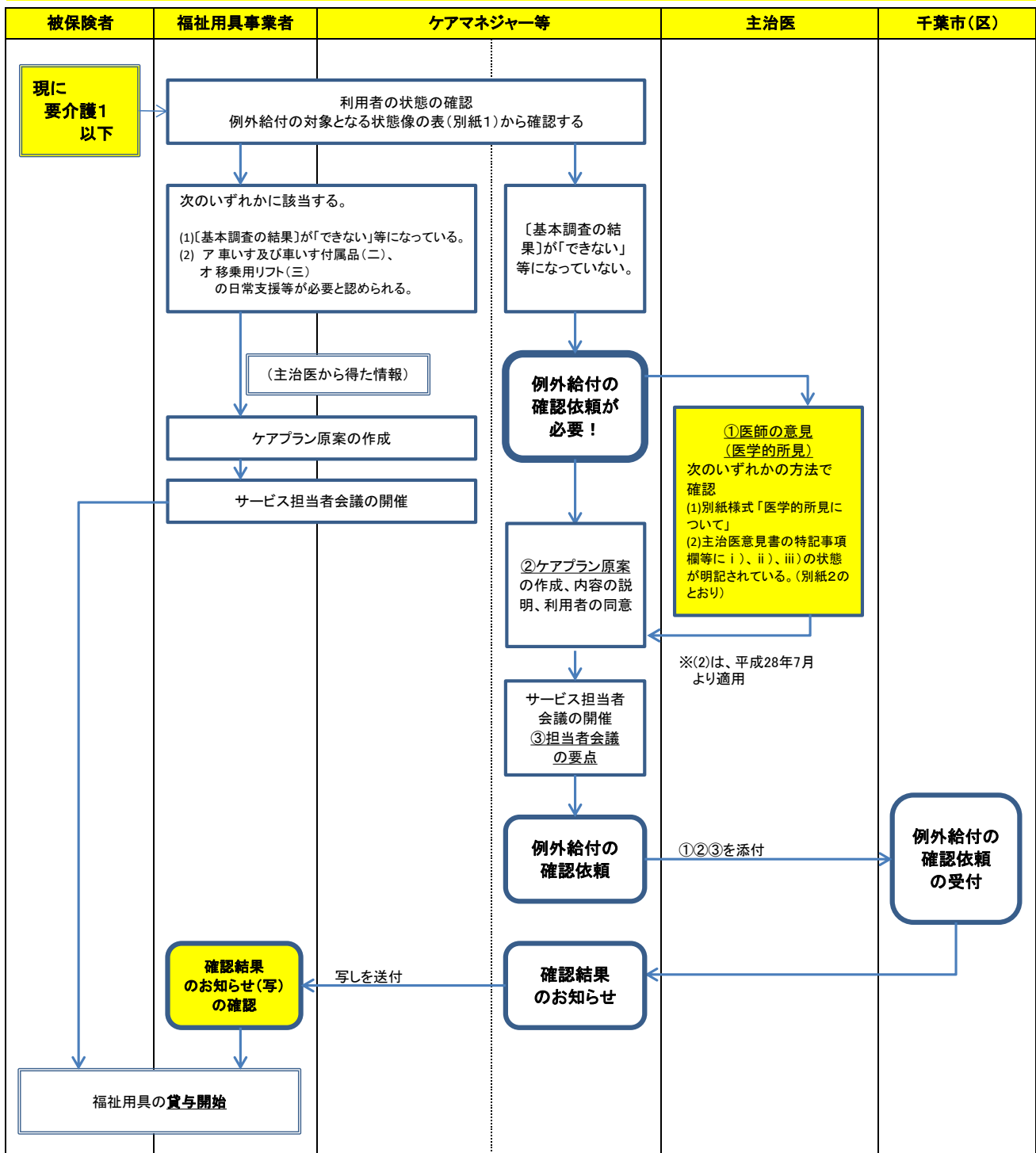


◎軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ(既に軽度者にあたる認定を受けている人の場合)



【注意事項】

- 緊急その他やむを得ない事情により、確認結果が出る前に福祉用具貸与を開始した場合は、福祉用具貸与開始日から30日以内に「例外給付の確認依頼」を提出すれば、福祉用具貸与開始日から給付対象となります。**30日を超えて「例外給付の確認依頼」を提出した場合は、区での受付月の初日から給付対象となりますのでご注意ください。**
- 「例外給付の確認依頼」提出時に、添付書類①～③が揃っていない場合についても申請の受付を行います。この場合、添付書類については後日すみやかに提出してください。ただし前記1の給付対象遡及期間に提出が間に合わない等やむを得ない理由がある場合に限りです。
- ①の(1)については、別紙様式「軽度者に対する福祉用具貸与の例外に係る医学的所見について」を使用してください。